

市第 93 号議案 横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例の一部改正

1 条例の概要

対象 横浜市議会議員、市非常勤職員（嘱託員等）

内容 対象職員の公務災害及び通勤災害に対する補償制度※について、常勤職員と同様の補償が実施されるよう定めたもの

※補償＝療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、遺族補償等

2 改正の趣旨

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（以下「一元化法」という。）の施行に伴い、横浜市議会議員その他非常勤の職員の災害補償制度について定めた、横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「条例」という。）の一部を改正します。

<一元化法の概要>

ア 共済年金制度が厚生年金制度に統合（27年10月1日施行）

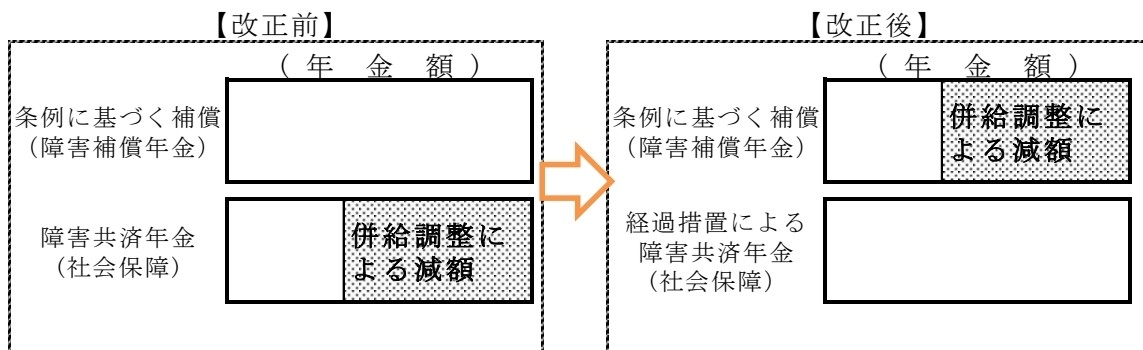
イ 経過措置として、施行日前に改正前共済組合法により受給権を得ている共済年金等は改正後も共済年金として支給

3 主な改正内容

本条例に基づく公務災害・通勤災害の補償としての年金・休業補償と、同一の事由（障害・死亡）に基づき社会保障として支給される共済年金の両方が支給される場合の、支給額の調整（併給調整）に関する付則について、

- ① 共済年金制度が厚生年金制度に統合されることに伴う文言の整理
- ② 一元化法の経過措置による共済年金の取扱を規定（一元化法施行により、共済年金の併給調整に係る文言が削除されたため、条例で新たに規定）

参考：併給調整の例



※ 調整する年金を変更するのみで、調整率に影響はありません。

4 適用日

平成 27 年 10 月 1 日（遡及適用）（附則第 1 項）